

資産債務改革の実行等に関する専門調査会

平成19年11月13日

はじめに

政府は、すべての独立行政法人について、原点に立ち返って見直す独立行政法人改革を進めており、「行政減量・効率化有識者会議」が、当専門調査会を含む関連会議と連携を図りつつ議論を行い、集約・検討した上で、政府として平成19年内を目途に「独立行政法人整理合理化計画」を策定することとしている。

当専門調査会は、7月23日に、「独立行政法人の資産債務改革に関する原則について」をとりまとめるとともに、9月25日には、当専門調査会の下に「独立行政法人の資産債務改革に関するワーキンググループ」(独法WG)を設置し、資産債務改革の観点から独立行政法人改革に取り組んできた。

今般、これまでの議論を踏まえ、年末の「独立行政法人整理合理化計画」の策定に向けて、独立行政法人の資産保有のあり方について、当専門調査会としての考え方を以下のとおりとりまとめた。

1. 基本的考え方と作業の進め方

(1) 資産保有の基本的考え方

独立行政法人の保有資産の見直しについては、「独立行政法人の整理合理化計画の策定に係る基本方針」(平成19年8月10日閣議決定)において、事務・事業の見直しに応じて不要となった土地・建物等の実物資産は売却し、国庫返納等を行うとともに、保有すべき特段の合理的な理由のない資産は原則として民間に売却し、必要な事業を継続するために必要な場合は民間からの賃貸で対応することを原則とするとされた。

(2) 各府省の整理合理化案

独立行政法人の資産債務改革を検討するに当たって、まず、8月31日に、独立行政法人の保有する実物資産の名称、所在地、用途等の詳細な調書とともに所管府省から資産の処分の方向性等について、整理合理化案が提出された(この時点で、売却を含め何らかの対応を行うこととした実物資産は後述する別表¹のA及びBの資産)。この時点で、例えば、水資源機構の会議所は原則として売却等の処分を行うこと、石油天然ガス・金属鉱物資源機構や鉄道建設・運輸施設整備支援機構等の宿舍は売却を行うこと、国立印

¹ 現段階までに何らかの方針を打ち出した独立行政法人及び実物資産の一覧

刷局の小田原健康管理センターは業務の移譲又は廃止を行うこと等の方向性が出されている。

(3) ヒアリングの実施

ヒアリング対象法人選定の考え方

各独立行政法人の保有する資産について、それを保有すべき特段の合理的な理由のある資産に該当すべきか否かについては、保有を主張する独法側で当該保有すべき特段の合理的な理由につき挙証責任を負うことは当然である。

資産処分優先順位付けに当たっては、「独立行政法人の資産債務改革に関する原則について」において、4つの観点、すなわち、法定容積率や老朽化等資産の利用度等の観点、売却による地域活性化の可能性等有効利用可能性の多寡の観点、他の独法等が保有する資産と一体処分することにより全体の売却効果が高まる等効果的な処分の観点、売却後に代替資産の利用が予定される場合の経済合理性の観点に沿って行うものとした。

これを踏まえ、当専門調査会独法WGにおいては、都心3区内等地価の高い地域に比較的大きな実物資産を有する法人を中心に12の独立行政法人を選定し、当該実物資産の保有の考え方、保有継続の場合には保有すべき特段の合理的な理由について挙証責任を十分果たしているかどうか、資産処分の計画がある場合においても当該計画が上記資産処分の優先順位付けの4つの観点に照らして合理的かどうか等を検討した。

ヒアリングの実施

当専門調査会の独法WGは、この2ヶ月弱の短期間に、独立行政法人所管府省からのヒアリングを含む合計6回の会合を開催し、更には事務局を通じて、議論を重ねてきた。

ヒアリングは、議論の透明性を確保する観点から、公開で行った。また、必要と思われる独立行政法人については、2回目のヒアリングを行うなど、各独立行政法人及び所管府省との間で問題意識を共有し、議論を深めることに努めた。

ヒアリングの結果、例えば、鉄道建設・運輸施設整備支援機構が保有する麻布分室は売却する方針となったほか、勤労者退職金共済機構が保有する退職金機構ビル及び別館については有効利用方策及び機構本部のあり方について検討することになり、また、雇用・能力開発機構の地域職業訓練センターについては利用実績が改善しなければ廃止も含めそのあり方を見直すことになり、さらには、同機構の職業能力開発大学校については統廃合を含め検討することになった。

(4) ヒアリング対象外の独立行政法人における作業

ヒアリングを行わなかった独立行政法人についても、ヒアリングで浮かび上がった論点について、すべての独立行政法人及び所管府省に周知し、該当する資産の保有のあり方について再検討を求めた。

再検討の結果、例えば、農林漁業信用基金の宿舍については他の独立行政法人や国との共同利用を検討することになったほか、緑資源機構の杉並区等にある宿舍については処分を検討することとなった。

2. 独立行政法人整理合理化計画について

8月31日に提出された整理合理化案と、これに加えて、その後のヒアリングやヒアリング対象外の独立行政法人における再検討により、独立行政法人所管府省が、その所管する独立行政法人の保有する資産について売却を含む何らかの措置を講ずることとしたものは別表²のとおりである。

当専門調査会は、資産の類型毎に下記の観点から議論を行った。今後、政府において独立行政法人整理合理化計画を策定するに当たっては、別表の内容を盛り込むとともに、これまでの議論や下記の点を踏まえ、極力、具体的な内容を盛り込むべきと考える。

(1) 実物資産

事務所

現在の場所に立地する業務上の必要性、都心部等にある事務所の都市周辺部または郊外への移転の可能性（資産売却収入、移転整備費用の比較等）、事務所が複数ある場合における再編の可能性等の観点から、そのあり方について検討を行った。

一部の独立行政法人においては、機会費用（現在地を最有効利用した場合の家賃相当額）を十分認識した上で、再編計画を策定することとし、現在の場所に立地する必要性、都心部等にある事務所の都市周辺部または郊外への移転の可能性、事務所が複数ある場合における再編の可能性、事務所のリースバック等について検討を行っている（都市再生機構、造幣局、国立印刷局）。

他方、業務上の利便性が現状よりも悪化することを理由として従来とおりの事務所の自己保有を主張する独立行政法人もあるが、その場合でも、必ずしも地価の高い都心部等に立地するまでの必然性は認められず、一定程度の利便性を確保した上でもう少し地価の安いところでも事務所利用の目的を達しうる場合がほとんどであると思われる。

以上を踏まえ、造幣局の庁舎及び工場、国立印刷局の庁舎及び工場、日本学生支援機構の市ヶ谷事務所、勤労者退職金共済機構の退職金機構ビル及び別館、科学技術振興機構の東京本部については、現在地に立地することが必要不可欠かどうかについて十分に吟味するとともに、庁舎等の売却・移転、集約化、余剰地の売却、他の隣接庁舎との一体処分等の可能性について、帰属家賃を含む保有コストと移転可能な地域の

² 別表においては、8月末時点で何らかの方針が打ち出されたもの（A）、8月末時点で何らかの方針が打ち出され、9月以降、さらに何らかの前進があったもの（B）、9月以降、新たに何らかの方針が打ち出されたもの（C）に分類した。

家賃・移転コスト等の比較による経済合理性を考慮の上で、具体的なスケジュールを示して検討すべきである。

宿舎

稼働率、老朽化、耐震性、法定容積率に対する利用度等の観点から、廃止、集約化について検討を行った。

一部の独立行政法人においては、機会費用を十分認識した上で、再編、廃止・集約化を行うこととし、利用率、老朽化、耐震性、法定容積率に対する利用度等を踏まえつつ検討を行っている（都市再生機構、造幣局、国立印刷局）。

以上を踏まえ、造幣局及び国立印刷局の職員宿舎、日本学生支援機構の国際交流会館及び職員宿舎、雇用・能力開発機構の職員宿舎について、独立行政法人間の連携による合築を含め、廃止・集約化、余剰地の売却等の可能性について、スケジュールを示して検討すべきである。

宿泊施設

稼働率、老朽化、耐震性、法定容積率に対する利用度等、さらには、周辺地域に民間宿泊施設が存在する場合にはそもそも自前で保有する必然性が認められるのかどうか等の観点から、共同保有・共同利用を含め、そのあり方について検討を行った。

一部の独立行政法人においては、地方機関からの出張者の宿泊等のため、宿泊施設を保有している事例が見受けられるが、その場合でも利用率が低調であったり、老朽化が進んでいる場合があり、また、そもそも周囲に民間宿泊施設が存在するため、自前で保有する必然性が認められない場合もある。

保養所については、廃止・売却する独立行政法人が多く、また、廃止を視野に入れてあり方を検討することとしている独立行政法人もある。

以上を踏まえ、造幣局の庁舎分室については、移転、廃止・集約化等の可能性について、スケジュールを示して検討すべきである。

また、造幣局と国立印刷局の保養所については、廃止を視野に入れて検討すべきである。

研修・教育施設

現在の場所に立地する業務上の必要性、都心部等から都市周辺部または郊外への移転の可能性（資産売却収入、移転整備費用の比較等）、稼働率、老朽化、耐震性、法定容積率に対する利用度等、さらには、周辺地域に研修・教育施設が存在する場合や民間施設で代替可能な場合にはそもそも自前で保有する必然性が認められるのかどうか等の観点から、共同保有・共同利用を含め、そのあり方について検討を行った。

一部の独立行政法人においては、地価の高い都心部等に立地している必然性が認められず、相対的に地価・家賃の安い都市周辺部または郊外でも目的を達せられるので

はないかと思われる場合や民間施設で代替可能な場合もある。

また、施設の配置基準が不明確で、都道府県等の類似施設との関係を含め、施設立地の地域間バランスを欠いていると見られる例もある。

以上を踏まえ、国際協力機構の広尾センター、箱根研修所、国立青少年教育振興機構の青少年交流の家及び青少年自然の家、日本学生支援機構の日本語教育センター、都市再生機構の研修センターについては、現在地に立地することが必要不可欠かどうかを十分吟味するとともに、施設の売却・移転、廃止・集約化、余剰地の売却等の可能性について、帰属家賃を含む保有コストと移転可能な地域の家賃・移転コスト等の比較による経済合理性を考慮の上で、具体的なスケジュールを示して検討すべきである。

雇用・能力開発機構の職業能力開発促進センター、職業能力開発大学校等、地域職業訓練センター等については、都道府県等との役割分担を含めた施設配置の見直しによる一層の廃止・集約化について、スケジュールを示して検討すべきである。

未利用資産及び事務・事業見直し対象資産

原則、売却の方向で検討を行った。

国立印刷局の大手町敷地については、まちづくりの観点を踏まえて検討すべきである。

ネーミングライツ

競技場や展示施設等ネーミングライツの売却の対象となりうる資産については、ネーミングライツの売却について検討を行った。その際、企業名の露出効果という観点のみならず施設の維持管理や国土緑化等、企業の社会的責任への対応の場という観点からも検討を行った。

一部の独立行政法人においては、ネーミングライツの売却を行うための検討を行っており、その進展を期待したい。

(2) 金融資産

独立行政法人が実施している貸付金・割賦債権等の金融債権について、圧縮の方向で見直しを行った。

一部の独立行政法人においては、保有する割賦債権の一部について証券化を実施しているところも見られる。

以上を踏まえ、都市再生機構の証券化対象割賦債権の対象拡大の可能性を検討する必要がある。

3. 成果と課題

(1) 資産の有効活用という意識の浸透

今回の取組は、独立行政法人制度が発足して以来、資産債務改革の観点から、独立行政法人の資産保有のあり方について統一的に検討を行った初めての機会であり、ヒアリングを実施した12の独立行政法人について見ても、保有する資産の保有すべき特段の合理的な理由の考え方（特に、現在地に資産を保有することが必要不可欠かどうかの判断、及び帰属家賃を含む保有コストと移転可能な地域の家賃・移転コスト等の比較による経済合理性の判断）に濃淡が見られた。この点については、今回の一連の作業を通じて、一定の進展はあったものの、今後さらにこのような考え方の浸透をすべての独立行政法人に対して図っていく必要がある。

(2) 今後の不断の見直し

独立行政法人の資産保有のあり方は、その時々における事務・事業のあり方に即応して、(1)の考え方を引き続き持って不断の見直しが行われていくことが必要である。そのため、今回、ヒアリングの対象となった独立行政法人及び所管府省に限らず、全独立行政法人及び所管府省において、独立行政法人が保有する資産全般について、2.の各項において述べた視点から、年度評価や中期目標期間終了時における事務・事業の見直しの機会等を通じて、専門的知見を活用しながら、定期的に検証される必要がある。

その際、庁舎等の立地のあり方についても、漫然と資産を保有し続けることなく、上記(1)で述べた資産の保有すべき特段の合理的な理由の考え方を踏まえた上で、税金を負担する国民の視点に立った真摯な検討が望まれる。

資産を引き続き保有する場合であっても、さらに集約化、共同利用・共同保有、余剰容積率の売却、ネーミングライツの売却、資産価値向上に向けたプロパティ・マネジメントの徹底等について合理的な検討を行う必要がある。

(3) 売却収入の国庫返納の仕組みの整備

不要となった土地、建物等の資産については、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」に記載されているとおり、当該資産の売却、売却金の国庫返納等を行うべきであるが、国庫返納の仕組みが整備されていない独立行政法人も見られることから、これについては、独立行政法人の共通の課題として、速やかに整備する必要があると考えられる。

現段階までに何らかの方針を打ち出した独立行政法人及び実物資産の一覧

別表

() A:8月末時点で何らかの方針が打ち出されたもの
 B:8月末時点で何らかの方針が打ち出され、9月以降、さらに何らかの前進があったもの
 C:9月以降、新たに何らかの方針が打ち出されたもの

法人名	施設名等	対応方針	備考()	【参考】 B/S価額 (百万円)
国民生活センター	相模原事務所	行政機関、大学、消費者団体等による積極的な利用促進を図るとともに、施設の運営について、市場化テストの対象とし、有効活用を図る。	C	5,705
沖縄科学技術研究基盤整備機構	シーサイドハウス	有効な資産活用が行われるよう引き続き検討。	C	870
情報通信研究機構	つくばリサーチセンター	センターの必要性について見直しを行うこととする。その結果、廃止が適当との結論に至った場合には、可能な限り早期に売却等の処分を行う。	A	84
情報通信研究機構	成層圏無線プラットフォーム大樹町実験場	平成19年8月に売却済。	A	8
国際協力機構	東京国際センター八王子別館	平成19年3月に業務を終了し用途廃止。平成19年度中に処分について結論を出す予定。	A	1,102
国際協力機構	ボリビア国農牧総合試験場・パラグアイ国農業総合試験場	平成22年3月に相手国側に譲渡予定。	B	170
国際協力機構	保養所(勝浦 外2件)	現行中期計画期間中(平成19-23年度)に売却を検討。	B	99
国際協力機構	宿舍(町屋ハイム104 外200件)	現行中期計画(平成19-23年度)の下で、一部住宅の処分を計画中。	B	4,598
造幣局	庁舎及び工場(池袋 外2件)	更なる有効活用の可能性について検討。具体的内容やスケジュールについては、今後の事業のあり方や事業展開に関する議論と密接不可分であることから、これらの状況を踏まえつつ、来年3月の次期中期目標等(期間:平成20-24年度)を策定するに当たって可能な内容等を提示。	B	45,037
造幣局	庁舎分室(文京区大塚 外2件)	業務上の必要性、資産の利用度、土地の利用度などを踏まえ、廃止も視野に入れてあり方を検討。具体的内容やスケジュールについては、今後の事業のあり方や事業展開に関する議論と密接不可分であることから、これらの状況を踏まえつつ、来年3月の次期中期目標等(期間:平成20-24年度)を策定するに当たって可能な内容等を提示。	B	1,358
造幣局	保養所(伊東分室 外2件)	業務上の必要性、資産の利用度、土地の利用度などを踏まえ、廃止も視野に入れてあり方を検討。具体的内容やスケジュールについては、今後の事業のあり方や事業展開に関する議論と密接不可分であることから、これらの状況を踏まえつつ、来年3月の次期中期目標等(期間:平成20-24年度)を策定するに当たって可能な内容等を提示。	B	447
造幣局	宿舍(西巢鴨 外14件)	廃止・集約化等を検討。具体的内容やスケジュールについては、今後の事業のあり方や事業展開に関する議論と密接不可分であることから、これらの状況を踏まえつつ、来年3月の次期中期目標等(期間:平成20-24年度)を策定するに当たって可能な内容等を提示。	B	15,706
国立印刷局	庁舎及び工場(虎ノ門 外27件)	更なる有効活用の可能性について検討。具体的内容やスケジュールについては、今後の事業のあり方や事業展開に関する議論と密接不可分であることから、これらの状況を踏まえつつ、来年3月の次期中期目標等(期間:平成20-24年度)を策定するに当たって可能な内容等を提示。	B	171,868
国立印刷局	保養所(那須 外3件)	廃止も視野に入れてあり方を検討。具体的内容やスケジュールについては、今後の事業のあり方や事業展開に関する議論と密接不可分であることから、これらの状況を踏まえつつ、来年3月の次期中期目標等(期間:平成20-24年度)を策定するに当たって可能な内容等を提示。	B	1,555
国立印刷局	久我山運動場	杉並区民も利用可能としていることを踏まえつつ、あり方を検討。	A	3,779
国立印刷局	東京病院	他の医療機関への業務の移管について交渉中。	A	8,253
国立印刷局	小田原健康管理センター	平成19年度末をもって、業務を移譲又は廃止。	A	1,136
国立印刷局	未利用地(大手町 外4件)	周辺地権者と連携した連鎖型再開発についての検討を進めているところ。保有資産の資産価値について十分配慮しながら、透明性・公平性を確保しつつ手続きを進めているところであり、今後の日程も含め、これに沿って対応。	A	97,657

法人名	施設名等	対応方針	備考()	【参考】 B/S価額 (百万円)
国立印刷局	宿舍（赤羽 外61件）	まず都内宿舍から廃止・集約化等を検討。具体的内容やスケジュールについては、今後の事業のあり方や事業展開に関する議論と密接不可分であることから、これらの状況を踏まえつつ、来年3月の次期中期目標等（期間：平成20-24年度）を策定するに当たって可能な内容等を提示。	B	48,721
日本万国博覧会記念機構	土地（万博記念競技場 外48件）	収益性を重視した土地の有効活用を図る。ネーミングライツの売却については、利用団体の意向を踏まえつつ、引き続き検討。	B	104,821
国立青少年教育振興機構	国立利光 [®] 記念青少年総合センター	ネーミングライツの売却について、メリット・デメリットを精査の上、導入の可否について平成20年度を目途に結論を得る。	B	66,352
国立科学博物館	霞ヶ浦地区	利活用等について検討。	A	162
防災科学技術研究所	川崎ラボラトリー	平成19年3月末に廃止済。	A	50
防災科学技術研究所	平塚実験場	平成22年度までに廃止し、処分する予定。	A	440
科学技術振興機構	茅野（車山）	平成20年度末を目途に処分も含めて検討。	A	30
宇宙航空研究開発機構	野木レーダーステーション	売却に向けた努力を継続。	A	81
宇宙航空研究開発機構	三陸大気球観測所	平成19年度中に廃止（敷地は所有者である大船渡市に返還。）。)	A	197
宇宙航空研究開発機構	建物附属設備（汐留分室内）	廃止の予定。	A	1
宇宙航空研究開発機構	建物附属設備（横浜監督員分室内）	早期の廃止に向け検討中。	A	1
宇宙航空研究開発機構	鳩山宿舍	平成19年度中に売却処分。	A	166
日本スポーツ振興センター	宿舍（習志野 外1件）	平成20年度の売却を検討。	A	199
日本学生支援機構	東京国際交流館	プラザ平成について、当面、市場化テストの活用により経費の節減を図る。併せて費用対効果の観点も含め機能の発揮状況を検証し、その結果に基づき、現行中期中期目標期間（平成16-20年度）の終了時までの間に、廃止を含めてあり方について検討、結論を得る。	A	33,714
日本学生支援機構	東京国際交流会館	平成18年度末に閉館済。平成19年度中に解体し、土地は所有者たる国に返還。	A	83
大学評価・学位授与機構	小平第2住宅	入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、小平第2住宅の売却等、資産の有効活用を検討。	A	830
国立大学財務・経営センター	キャンパス・イノベーションセンター（東京、大阪）	管理運営業務は平成20年度末に廃止。施設の売却や他機関等への移管等その活用方法について平成20年度末までに結論を得るよう検討中。	A	2,811
国立大学財務・経営センター	学術総合センター	平成21年3月までに共用会議室の管理運営のあり方について検討。	C	6,282
日本原子力研究開発機構	西地区	用地の一括処分の見通しが得られれば処分する予定。	A	2,156
日本原子力研究開発機構	宿舍（上灘住宅 外8件）	売却を含めた処分について検討。	A	845
日本原子力研究開発機構	ふげん	施設の廃止措置完了後、所有地を売却するとともに借地を返却予定。	A	2,783
勤労者退職金共済機構	退職金機構ビル及び別館	投資不動産の有効活用方策及び機構本部のあり方について、次期中期計画期間中に検討。	B	3,671
勤労者退職金共済機構	宿舍（越谷 外1件）	建物調査の結果も踏まえつつ、次期中期計画期間中のできるだけ早期に売却の方向で検討。	C	249
勤労者退職金共済機構	川越職員宿舍土地	平成19年度内に処分予定。	A	127
高齢・障害者雇用支援機構	せき髄損傷者職業センター	廃止する予定。処分方法等については検討中。	A	80
福祉医療機構	宿舍（戸塚 外2件）	次期中期計画期間中（平成20-24年度）に売却等処分を予定。	A	304
福祉医療機構	宿舍（宝塚 外3件）	平成20年度内に売却を予定。	A	107
福祉医療機構	公庫総合運動場	共有法人である国民生活金融公庫等が統合する平成20年10月1日に向けた当該各公庫の資産承継関係の議論に併せ、検討。	C	581
雇用・能力開発機構	職業能力開発大学校等 計26件	中期計画期間中（平成19-23年度）に統廃合を含め検討。	A	61,035
雇用・能力開発機構	地域職業訓練センター等 計103件	利用実績が改善しなければ廃止も含めそのあり方を見直し。	C	46,205

法人名	施設名等	対応方針	備考()	【参考】 B/S価額 (百万円)
雇用・能力開発機構	宿舎（駒込 外533件）	木造宿舎は最終的に原則廃止。その他の宿舎も構造・耐用年数にかかわらず整理を進め、平成23年度末までに設立時（532施設）と比して4割を超える237施設の廃止を行う。	B	21,457
雇用・能力開発機構	雇用促進住宅	「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定）に基づき、平成33年度までにすべての処理を完了。	A	467,122
労働者健康福祉機構	美唄労災病院、美唄労災看護専門学校	美唄労災病院は岩見沢労災病院と平成19年度末統合に向け検討中。美唄労災看護専門学校は平成19年3月31日に廃止済。	A	2,018
労働者健康福祉機構	和歌山労災病院、和歌山労災看護専門学校	和歌山労災病院は平成21年1月の移転に伴い、現在地は和歌山市と処分に向け協議中。和歌山労災看護専門学校は平成19年3月31日に廃止済。	A	2,447
労働者健康福祉機構	九州労災病院	門司労災病院と平成19年度末統合に向け検討中。平成24年度の移転（予定）に伴い、現在地の処分については北九州市と協議予定。	A	4,590
労働者健康福祉機構	門司労災病院	九州労災病院と平成19年度末統合に向け検討中。	A	2,267
労働者健康福祉機構	筑豊労災病院	平成20年3月31日に廃止予定。平成20年4月1日に飯塚市に売却予定。	A	1,413
労働者健康福祉機構	労災リハ'リテ-ション北海道作業所	平成20年3月31日に廃止予定。売却は平成20年度以降を目的。	A	133
労働者健康福祉機構	労災リハ'リテ-ション北海道作業所職員宿舎	平成20年3月31日に廃止予定。売却は平成20年度以降を目的。	A	50
労働者健康福祉機構	労災リハ'リテ-ション（宮城作業所 外5件）	在所者の退所先の確保に努め、整理縮小を行い、可能な限り次期中期目標期間中（平成21年度以降）に廃止。	A	3,005
労働者健康福祉機構	労災リハ'リテ-ション広島作業所	平成20年3月31日に廃止予定。売却は平成20年度以降を目的。	A	351
労働者健康福祉機構	大分委託病棟	平成19年年度内に廃止・売却予定。	A	14
労働者健康福祉機構	岩手労災病院	平成19年4月1日に売却済。	A	1,031
労働者健康福祉機構	岩手労災病院付添着宿泊施設（清流荘）	平成20年以降の売却を目的。	A	40
労働者健康福祉機構	岩手労災病院職員宿舎（一本杉宿舎外1件）	平成20年以降の売却を目的。	A	75
労働者健康福祉機構	霧島温泉労災病院	平成16年4月9日に廃止済。原状回復の上、寄付者へ返還予定。	A	507
労働者健康福祉機構	霧島温泉労災病院職員宿舎	平成16年4月9日に廃止済。原状回復の上、寄付者へ返還予定。	A	44
労働者健康福祉機構	水上荘	平成17年5月31日に廃止済。平成20年度以降に売却。	A	161
労働者健康福祉機構	恵那荘	平成12年3月31日に廃止済。平成20年度以降に売却。	A	34
労働者健康福祉機構	別府湯のもりハリス	平成17年11月30日に廃止済。平成20年度以降に売却。	A	901
労働者健康福祉機構	労災保険会館	平成18年3月31日に廃止済。平成20年度内に売却。	A	1,208
労働者健康福祉機構	珪肺労災病院・大牟田労災病院	平成18年4月1日に売却済。	A	2,405
労働者健康福祉機構	西有田委託病棟	平成19年4月1日に売却済。	A	2
労働者健康福祉機構	烏山倶楽部	平成19年3月26日に売却済。	A	1,066
国立病院機構	本部、ブロック事務所6件、病院146件	再編成により廃止した国立病院等の遊休資産について売却、貸付等による有効活用を図る。	A	850,181
年金積立金管理運用	宿舎（日野 外1件）	事務所移転時（平成20年度末）を目的に存廃についての結論を得る。	C	646
農林水産消費安全技術センター	神戸センター	平成21年度の新神戸センターへの移転に合わせ、平成20年度に売却。	A	2,004
農業・食品産業技術総合研究機構	畜産草地研究所 研究員宿舎	研修生の受け入れや外部研究者等の長期間の招へいにより、利用率の向上を図る。	C	79
農業・食品産業技術総合研究機構	農業者大学校 本校本館 外10件	平成21年3月に本部所在地への移転完了後、速やかに売却。	A	1,017
農業・食品産業技術総合研究機構	農業者大学校 本校体育館 外1件	平成19年度内に売却。	A	540
農業・食品産業技術総合研究機構	農業者大学校 雫石拠点本館 外7件	平成20年度内に売却予定。	A	152
農業生物資源研究所	寄宿舍 外1件	共同研究のさらなる推進、指導者の招へいにより利用率の向上を図る。	C	20
農業生物資源研究所	庁舎（松本地区） 外32件	平成20年度以降に売却予定。	A	5,753
農業生物資源研究所	共同実験室（岡谷地区） 外12件	平成22年度末に原状回復の上、借地返却予定。	A	96
農業者年金基金	柏職員宿舎	平成20年度乃至平成21年度に売却。	A	112

法人名	施設名等	対応方針	備考()	【参考】 B/S価額 (百万円)
農林漁業信用基金	宿舎(練馬区 外1件)	平成19年度未までに、他の独立行政法人や国との共同利用について検討。	C	402
緑資源機構	奈良水源林整備事務所	現在の場所に立地する必要性等、建物の老朽化をも考慮しつつ検討。	C	31
緑資源機構	宿舎(成城 外5件)	現在の場所に保有する利便性、必要性等も含め検討。	C	980
緑資源機構	宿舎(職員宿舎第1号(杉並区) 外7件)	事業の縮小に伴い処分を検討。	C	921
緑資源機構	いずみ倉庫	借り上げとの費用対効果を含め検討。	C	50
緑資源機構	宮ノ森分室	平成20年度内に売却。	A	169
緑資源機構	宿舎(職員宿舎第1号(札幌市) 外1件)	平成19年度内に売却。	A	84
緑資源機構	宿舎(熊本 外1件)	平成20年度内に売却。	A	188
産業技術総合研究所	仙台泉サイト	平成18年9月末に売却済。	A	4,634
産業技術総合研究所	関西センター大阪扇町サイト	平成20年度に売却の方向で検討。	A	1,224
産業技術総合研究所	中国センター	平成21年度に売却の方向で検討。	A	4,466
産業技術総合研究所	直方サイト	平成19年度中に売却の方向で検討。	A	295
新エネルギー・産業技術総合開発機構	志免敷地	平成18年3月に無償譲渡済。	A	80
新エネルギー・産業技術総合開発機構	筑豊事務所	平成19年3月に売却済。	A	97
新エネルギー・産業技術総合開発機構	宿舎(太宰府敷地 外1件)	次期中期計画期間中(平成20-24年度)に売却するよう努力。	B	95
新エネルギー・産業技術総合開発機構	宿舎(鳥飼敷地 外1件)	平成22年度を目途に売却するよう努力。	B	248
新エネルギー・産業技術総合開発機構	春日宿舎用地	平成18年8月に売却済。	A	17
新エネルギー・産業技術総合開発機構	桜新町倉庫	平成22年度を目途に売却するよう努力。	B	99
新エネルギー・産業技術総合開発機構	祖師谷敷地	平成22年度を目途に売却するよう努力。	B	106
新エネルギー・産業技術総合開発機構	白金台研修センター	売却の可能性及び時期を含め検討。	A	1,754
日本貿易振興機構	FAZ支援センター(境港 外1件)	平成19年7月に売却済。	A	172
日本貿易振興機構	FAZ支援センター(大阪りんくう)	平成23年度内に売却予定。	A	706
日本貿易振興機構	宿舎(堀ノ内 外6件)	集約化を検討。	A	1,747
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	倉庫(八幡平市)	平成22年度を目途に売却等処分の方向で検討中。	C	17
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	宿舎(武蔵野 外1件)	売却・買換え手続き中。	A	438
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	宿舎(藤沢 外1件)	平成20年に売却・買換の予定。	A	712
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	研修施設(箱根町)	売却の可能性及び時期について検討。	A	722
中小企業基盤整備機構	インキュベーション施設(クリエイション・コアかずさ 外16件)	社会経済環境の変化に応じ、適切な時期に処分の必要性も含め検討。	A	15,372
中小企業基盤整備機構	テクノフロンティア(熊本試作開発型事業促進施設 外7件)	経過業務期間終了後に売却を検討。	A	3,901
中小企業基盤整備機構	田川工業用水道施設	福岡県田川市への早期移管に向け交渉中。	A	449
中小企業基盤整備機構	宿舎(祖師谷 外45件)	利用率が低いものは売却処分する「職員宿舎処分計画」を平成19年度中に作成。	A	3,307
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	宿舎(松戸宿舎C棟、D棟 外4件)	平成20年以降に売却予定。	A	1,355
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	宿舎(習志野台宿舎A棟 外1件)	平成18年5月に売却済。	A	824
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	高蔵寺宿舎	平成18年7月に売却済。	A	152
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	習志野台宿舎B棟 外7件	次期中期計画に盛り込まれた業務の進捗状況、入居状況等を勘案しながら、集約化を図る。	C	4,326
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	麻布分室	売却することとし、売却時期等について速やかに検討。	C	360
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	箱根分室	平成20年度内に売却予定。	A	27

法人名	施設名等	対応方針	備考()	【参考】 B/S価額 (百万円)
水資源機構	宿舎(本社(高円寺) 外10件)	本社宿舎について平成24年度までに既存宿舎用地等を処分することにより、本社近傍(さいたま市)に新宿舎を建設して集約化。更に新宿舎の建設による集約化により、平成25年度以降に本社から遠距離となっている宿舎の処分を検討。	B	4,386
水資源機構	宿舎(本社以外(名古屋他) 計157件)	未利用宿舎及び将来未利用になる宿舎は平成24年度までに売却等処分。低利用宿舎は、再編・整備、それに伴う処分等の可否について検討。	B	15,887
水資源機構	会議所(本社 外33件)	原則として売却等の処分を行う。	A	1,396
都市再生機構	事務所(本社(横浜アイランドタワー) 外19件)	事務所再編計画を策定し、不要となった事務所は処分を行う。本社及び新宿アイランドタワーについてはリースバックでの対応も検討。	B	39,922
都市再生機構	分室 計3件	1施設は平成18年度に売却済。1施設は平成19年度に処分予定。1施設は再開発予定地区にあるため事業進捗により存廃を決定予定。	A	924
都市再生機構	保養所 計5件	平成20年度までに一括処分予定。	A	584
都市再生機構	宿舎(堀の内 外75件)	平成11年度に「職員宿舎統廃合等再編10か年計画」を策定し統廃合を推進中。平成20年度中に、平成21年度以降5年間の新たな宿舎再編計画を策定し不要宿舎は廃止・処分。	A	41,891
都市再生機構	倉庫(高島平 外41件)	平成20年度以降に倉庫再編計画を策定し、不要倉庫は処分。	A	1,483
都市再生機構	賃貸事業用事務所等施設 計21件	従前権利者との関係等売却の前提条件を整理した物件から随時売却を進める。	A	105,744
都市再生機構	居住環境整備賃貸敷地(民間供給支援型を除く定期借地(底地)) 計56件	借地人から買い受けの申し出があり、敷地利用上の制限がなく、地方公共団体等との必要な協議が整ったものは売却を実施	A	52,208
都市再生機構	賃貸住宅 計1661件	全ての賃貸住宅団地を対象に、規模の適正化に向けた今後の削減目標を平成19年度内を目途に明確化。	A	11,447,148
都市再生機構	分譲住宅団地内賃貸施設 計4件	賃借人の意向等を踏まえつつ、売却等処分を推進。	A	1,055
都市再生機構	ニュータウン等事業の定期借地(底地)	借地人による買取は実施中。平成19年度に一部の事業用定期借地(底地)の証券化実施を予定。	A	577,058
都市再生機構	ニュータウン地区内の便利施設 計2件	賃借人である施設運営会社との協議が整い次第、売却。	A	5,643
都市再生機構	特定公園施設 計14件	譲渡又は廃止により平成30年度までに施設の処分を完了。	A	9,644
住宅金融支援機構	宿舎(北海道支店北5条宿舎(1号) 外2件)	平成19年度中に処分。	A	65
住宅金融支援機構	宿舎(本店本町 外57件)	平成19年度中に宿舎整理計画をまとめ、平成20年度以降、計画に基づき不要宿舎を売却。	A	10,445
住宅金融支援機構	公庫総合運動場	日本政策金融公庫が設立される平成20年10月に向け、共有他法人と協議・検討。	A	320
環境再生保全機構	戸塚宿舎	次期中期計画期間中(平成21-25年度)に売却を予定。	A	90
駐留軍等労働者労務管理機構	事務所(座間支部 外3件)	保有を継続する場合と資産を売却し賃借する場合の費用比較等を勘案の上、経済的・合理的な方策をとる。	A	865
駐留軍等労働者労務管理機構	コザ支部	平成21年度的那覇支部との統合に伴い、処分等について当該年度までに結論を得る。	B	121

(注1) B/S価額の欄は、8月31日に提出された整理合理化案に記載された平成18年3月31日時点の貸借対照表上の各資産の価額(減価償却累計額控除後ベース)。

(注2) 今回、検討対象となった独立行政法人及びその実物資産は、それぞれ101法人、約5.8兆円。(うち、日本高速道路債務返済機構の保有する高速道路敷地等が約3.7兆円、鉄道建設・運輸施設整備支援機構が保有する鉄道施設等が約3兆円であり、それらを除いた検討対象となった資産が約1.8兆円。)

(注3) 現段階までに何らかの方針を打ち出した独立行政法人は41法人、それら方針の対象資産を機械的に合計すると約1.4兆4,800億円。そのうち、売却対象資産とされたものは現時点で27法人、約6,400億円。

(注4) 表中のAに該当する独立行政法人及び実物資産は、34法人、約1.3兆8,600億円、Bに該当するものは11法人、約5,500億円、Cに該当するものは13法人、約700億円。(いずれも、現段階までに何らかの方針が打ち出された法人、及びそれら方針の対象資産を機械的に合計したものである。)

独立行政法人の資産債務改革(これまでの経緯)

7月23日:「独立行政法人の資産債務改革に関する原則について」
(保有すべき特段の合理的な理由のない資産は原則として民間に売却すること等を規定)



8月10日:「独立行政整理合理化計画の策定に係る基本方針」(閣議決定)
〔事務・事業の見直しに応じて不要となった土地・建物等の実物資産の売却、国庫返納等を行うとともに、保有することについて特段の合理的な理由のない資産について原則として民間に売却すること等を規定。〕



8月31日:各府省より所管する独立行政法人についての整理合理化案を提出

ヒアリング対象法人
(11法人)

ヒアリング対象法人以外の法人

ヒアリング
(10/15、16、24)

【ヒアリング対象法人】

- ① 国際協力機構(外務省)
- ② 造幣局(財務省)
- ③ 国立印刷局(財務省)
- ④ 国立青少年教育振興機構(文部科学省)
- ⑤ 日本学生支援機構(文部科学省)
- ⑥ 勤労者退職金共済機構(厚生労働省)
- ⑦ 雇用・能力開発機構(厚生労働省)
- ⑧ 日本貿易保険(経済産業省)
- ⑨ 鉄道建設・運輸施設整備支援機構(国土交通省)
- ⑩ 都市再生機構(国土交通省)
- ⑪ 住宅金融支援機構(国土交通省)

a 議事録を公表し、資産債務改革の考え方を周知
→15日・16日の議事録は22日の週に公表

b ヒアリングにおけるWG委員の評価の公表
→15日・16日の分は22日の週に公表

c ヒアリング実施法人に対する再検討依頼の内容の周知
→22日の週に周知

d 出された論点を踏まえ、全法人に再検討依頼
(良い例の紹介を含む。)

再検討
依頼

追加
ヒアリング

再ヒアリング

追加
ヒアリング

【再ヒアリング】

- ① 国際協力機構(外務省)
- ② 日本学生支援機構(文部科学省)
- ③ 勤労者退職金共済機構(厚生労働省)
- ④ 雇用・能力開発機構(厚生労働省)
- ⑤ 鉄道建設・運輸施設整備支援機構(国土交通省)

【追加ヒアリング】

- ① 科学技術振興機構(文部科学省)

11月8日

11月13日:独法WG・専門調査会においてとりまとめ

独立行政法人の資産債務改革について(概要)

「独立行政法人の資産債務改革に関する原則について」(平成23日資産債務改革の実行等に関する専門調査会)

「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(8月10日閣議決定)

内容の充実とともに
法人数・件数の増加

41法人(3677件)

9月以降、新たに何らかの方針が打ち出されたもの；C

【13法人】(142件)

(例)

- ・鉄道建設・運輸施設整備支援機構の麻布分室は売却。
- ・勤労者退職金共済機構の退職金機構ビル及び別館(港区芝公園)は有効利用策及び機構本部のあり方を検討。
- ・雇用・能力開発機構の地域職業訓練センターは利用実績が改善しなければ廃止も含めあり方を見直し。

8月末時点で何らかの方針が打ち出されたもの；A+B

【38法人】(3535件)

(例)

- ・造幣局・国立印刷局の庁舎、宿舍の廃止・集約化、大手町敷地の再開発。
- ・都市再生機構の事務所の廃止・集約化。
- ・水資源機構の会議所は原則廃止。
- ・石油天然ガス・金属鉱物資源機構や鉄道建設・運輸施設整備支援機構の宿舍は売却。

8月末時点で打ち出された何らかの方針から、
9月以降、さらに何らかの前進があったもの；B

【11法人(38法人の内数)】(1113件(3535件の内数))

(例)

- ・造幣局の保養所は廃止も視野に入れてあり方を検討。
- ・都市再生機構の本社(横浜アイランドタワー)はリースバックでの対応を検討。

ヒアリングの実施、ヒアリング状況の公開・周知、評価の公表、良い例の紹介、再検討要請等の徹底

(注)実物資産のみ。件数は、8月末に提出された整理合理化案ベース。

11月13日現在

独立行政法人の資産債務改革に関するワーキンググループの設置について

平成 19 年 9 月 25 日
資産債務改革の実行等に関する専門調査会

1. 経緯等

- 独立行政法人の見直しについては、101 全法人を対象として、年内を目途に整理合理化計画を策定することとされており、8 月末に、主務大臣から所管する独立法人についての整理合理化案が提出された。
また、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」（平成 19 年 8 月 10 日閣議決定）においては、主務大臣から提出された整理合理化案については、「行政減量・効率化有識者会議」が中心となって、当専門調査会等の関連会議と連携を図りつつ、徹底した検討を行うこととされている。
- 当専門調査会としては、今後、上記「基本方針」を踏まえて作業を進めるため、当専門調査会の下に、新たに「独立行政法人の資産債務改革に関するWG」を設置することとする。

2. 独立行政法人の資産債務改革に関するWGのメンバー

主査	大西正一郎	フロンティア・マネジメント株式会社代表取締役・弁護士
	岡本 圭司	社団法人日本ビルディング協会連合会 常務理事
	緒方 瑞穂	不動産鑑定士 社団法人 日本不動産鑑定協会 副会長
	翁 百合	日本総合研究所理事
	加藤 久子	公認会計士 新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人 代表社員
	野村 修也	中央大学法科大学院教授

(五十音順)

